

令和5年4月1日から

人や物を運ぶロボットが公道を通行します

※ 遠隔操作型小型車(自動配送ロボット等)の通行の届出制度が開始

ロボットは、横断歩道や歩道等を通行します
※ 歩行者と同じような交通ルールに従って通行します



遠隔操作型小型車って「どんなもの」？

- 大きさは、長さ120cm以下、幅70cm以下、高さ120cm以下
- 最高速度は6km/hまでの低速で走行
- 設置や表示が義務付けられているもの
 - ・ 非常停止ボタンの設置
 - ・ 届出番号等の表示
「【東京都公安委】第●●●●-●●-●●号」
 - ・ 遠隔操作型小型車「標識」の表示

